

かんもくの会会則

第1章 総則

名称： かんもくの会

事務所： 代表者の自宅

設立日： 2006年8月13日

目的：

1. 緘黙症の実態を社会に知らせ、社会的支援を喚起する活動を行うこと。
- 2 緘黙症の当事者や保護者らが交流できる場を提供すること。

第2章 会員

種別

1.

当会会員になる資格のある人は、元緘黙症経験者、現緘黙症当事者、緘黙症当事者の保護者・家族・親戚等、緘黙症当事者の指導経験のある教師、緘黙症当事者の指導に関心のある教師、臨床心理士などの精神衛生に関わる職業をもつ人、及び緘黙症に限定しない心理学や教育学等の研究者及び学生などの人、その他緘黙症に関心を持つ全ての人たちです。ただし、高校卒業以上の年齢に当たる人に限ります。

2. 会員はおおむね「当事者会員」「家族会員」「支援者会員」「学生会員」に区別します。

入会

1.

入会希望者には、一般用ホームページの入会用フォームより入会希望のメールを送ってもらいます。折り返し、登録フォームのメールをお送りします。

2. 入会希望者の入会は代表及び役員で相談して決定します。

入会金及び会費

入会金 なし

会費 1500 円/年

学生会員：学生会員の会費は無料とします。

家族会員：一世帯に複数の会員がいる場合、会費は一世帯で一人分とします。

会費の納付方法：当会専用の郵便貯金口座へ納付していただきます。

会費は、入会した年度の翌年度よりお支払い頂きます。

2年連続して会費を納付していない会員は、年度末に自動的に退会とします。

入会后初めて会費納付の対象者となった会員がその年度に会費を納付しなければ、年度末に自動的に退会とします。

退会

退会する場合は、理由を添えて退会届をメールで送ってください。

再入会

一度自分の意志で退会した元会員の再入会は、役員会議で決定します。。

第3章 役員

本会に役員を設けます。

役員は代表1名と理事若干名とします。

代表は会務に関する最終的な判断を行います。

当面、理事は代表の指名により任命します。代表は、理事の互選により選出します。

役員は無報酬です。

第4章 会議

1. 当会は必要に応じて役員会議を開きます。議長は代表が務めます。
2. 会議の内容により、オブザーバーとして一般会員にも広く意見を求める場合があります。
3. 役員会議は会務に関する重要事項を審議し、代表が決定します。

4. 規約に定めのない事項については、役員会議で審議し、決定します。

※小規模の団体であるため、規約上、当面は代表のもとに権限を集中していますのでご了承下さい。

第5章 会計

1. 4月1日より翌年3月31日までを会計年度とします。

2. 年度末に当年度の収支報告書を作成し、会員に報告します。

第6章 禁止事項

1.

当会はあらゆる宗教団体、思想団体、政党と関わりを持ちません。当会は、信教の自由をお互いに尊重する趣旨から、会員は当会の他の会員に対して、対面、メール、電話、掲示板等で特定の宗教団体、思想団体、政党等の勧誘、広報、集会、募金、関連商品の販売などの活動を行ってははいけません。

2. 会内における営利活動などの禁止

会員は他の会員に対して商行為などの営利活動やそれに類する活動を行ってははいけません。

3. 会員間のトラブル等に関する規定

個人間のトラブルに関しては、基本的に会から仲裁等の介入は行わず、当人同士による解決に委ねます。ただし、常軌を逸した誹謗中傷等により他の会員に迷惑をかけることは禁止します。

4.

禁止事項の規定に抵触する場合、役員会議の議を経て退会処分にすることができます。退会処分を受けた人は再入会できません。

第7章 事業

I. 当会の実施する企画

当会の企画は、会員が他人に自由に公表してもよい「自由企画」と、代表が許可するまで他人には公表して

はならない「機密企画」とに区別されます。

II.インターネットホームページ

当会はインターネット上に一般の人が誰でも閲覧できる「一般用ホームページ」と、当会会員だけが閲覧できる「会員専用ホームページ」を設けます。

第8章 会則施行日

この会則は2006年8月13日から施行します。

附則

- ・2010年11月25日 「会員間のトラブル等に関する規定」を追加。
- ・2013年2月7日 会の正式名称を「かんもくの会」に改称。（旧名称「日本へ最新の緘黙症治療法をもたらす会」）
- ・2013年4月1日 会員種別から「準賛助会員」を削除
入会金及び会費を変更
- ・会則を、2016年5月1日全面改定し、即日施行します。